

香川の
土地改良

みどり
水土ネット香川

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



水辺を彩る芝桜・山大寺池（木田郡三木町）

目次

1. 知事表彰 ～道一筋 土地改良区の発展に貢献～2
2. 平成 24 年度農地・水・環境保全向上対策地域協議会通常総会開催3
3. 新たな「土地改良長期計画」が閣議決定4～5
4. 土地改良区だより 香川県三郎池土地改良区6
5. 第 12 回かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト作品募集7
6. 水と土と農・広報キャンペーンのお知らせ／会と催し8

知事表彰 ～道一筋 土地改良区の発展に貢献～

県は、5月1日、2012年憲法記念日知事表彰の受賞者として、地方自治や教育文化、土地改良など33分野で功績を残した各界の功労者77人を発表した。

晴れの表彰を受けられた土地改良関係者は、土地改良功労として観音寺市常盤土地改良区(前)理事長の好川嘉壽重氏、土地改良功労・地方自治功労として蛙子池土地改良区理事長の佐伯駿氏、また、本会理事の石原収氏が社会福祉功労・林業振興功労として栄えある知事表彰に浴された。

【土地改良功労】

【土地改良功労・地方自治功労】

【社会福祉功労・林業振興功労】



観音寺市常盤土地改良区
(前) 理事長 好川嘉壽重氏



蛙子池土地改良区
理事長 佐伯 駿氏



香川県土地改良事業団体連合会
理事 石原 収氏

観音寺市常盤土地改良区(前)理事長の好川嘉壽重氏は、昭和63年に土地改良区の監事に、平成4年理事に、平成12年3月理事長に就任し16年の永きにわたり土地改良区の発展と円滑な運営に努めるとともに、地域のかんがい排水施設、農道や水路、ため池の維持管理に取り組むなど土地改良事業の推進に寄与され、地域農業の発展に大きく貢献された。

蛙子池土地改良区理事長の佐伯駿氏は、平成7年に土地改良区の理事長に就任し、17年の永きにわたり土地改良区の発展と円滑な運営に努められるとともに、地域住民の強い要望であった老朽ため池や農業用水路などの土地改良事業の推進に大きく貢献された。また、昭和50年に土庄町議会議員に初当選以来、平成3年までの間、4期12年の永きにわたり地方自治の振興、発展に努められた。

また、本会理事の石原収氏は、県身体障害者協会の役員などを務め、身体障害者の自立支援などに尽力されたほか、県東部森林組合代表理事組合長を務められた。また、昭和62年に本会理事に就任し、土地改良区の発展と土地改良事業の推進に尽力され、その功績は衆目の一致するところである。



平成 24 年度 農地・水・環境保全向上対策地域協議会通常総会開催

農地・水保全管理支払交付金の平成 24 年度地域協議会通常総会が、去る 4 月 17 日の中讃地域（会員 8 団体）を皮切りに、18 日に西讃地域（会員 14 団体）、20 日に東讃地域（会員 19 団体）で全会員が出席して開催された。

本年度から二期対策として新たにスタートする農地・水保全管理支払交付金事業は、地域共同による農地や農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上を支援する『共同活動』と、水路等の施設の長寿命化の取組みや水質・土壌などの高度な保全活動を支援する『向上活動』で構成され、平成 24 年度は新たに 25 組織（612ha）が参加し、238 組織で約 8,000ha の農地や農業用水等の施設を対象に活発な保全向上活動の展開が見込まれている。

通常総会は、来賓として香川県農政水産部農村整備課池田課長の出席のもと、各地域協議会の泉川会長、藤井会長、村上会長を議長に議案の審議が行われた。議事では、平成 23 年度事業報告及び収支決算書並びに財産目録の承認、平成 24 年度事業計画及び収支予算、規約、規程の改正等が審議され、いずれも原案通り承認された。

また、役員の変更が行われ、東讃地域協議会は泉川会長、西讃地域協議会は村上会長が再任され、中讃地域協議会は栗田会長が新たに選任された。



東讃地域協議会（高松市）



中讃地域協議会（善通寺市）



西讃地域協議会（観音寺市）

平成 24 年度 実施計画			
地域協議会名	組織数	共同活動対象農用地面積	向上活動対象農用地面積
東 讃	71	2,625.24ha	1,552.27ha
中 讃	84	3,050.00ha	1,055.00ha
西 讃	83	2,289.92ha	2,221.46ha
計	238	7,965.16ha	4,828.73ha

新たな「土地改良長期計画」が閣議決定

新たな「土地改良長期計画」が去る 3 月 20 日に閣議決定された。土地改良長期計画は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、土地改良事業の種別(工種)毎に 5 年間の計画期間における実施目標と事業量を定めるものであり、昭和 40 年に始まり、今回の計画が第 7 次となる。この新たな計画は、「食料・農業・農村基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)において、戸別所得補償制度の創設、農業・農村の 6 次産業化などの農政の大転換の方向が示されたことや、東日本大震災を踏まえて策定された「農業・農村の復興マスタープラン」(平成 23 年 8 月 26 日策定)を反映するとともに、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日策定)に位置付けられた農地集積の促進やエネルギー生産への農村資源の活用、震災に強い農業インフラの構築などが盛り込まれている。特に本県において関心の高いため池の防災対策については、「老朽化したため池の整備や排水機場の改修等による農地における湛水被害等の災害のおそれの解消」や「ハザードマップの整備等のため池の減災対策により、災害リスクの軽減」が指標に取り上げられている。

土地改良事業の基本方針

食料・農業・農村を巡る国内外の諸情勢がもたらす諸課題を踏まえ、5年間の計画期間(平成24年度～28年度)内に実施する土地改良事業は、基本理念「食を支える水と土の再生・創造」に即して、次の3政策課題に取り組む。

- 政策課題 1 農を「強くする」 — 地域全体としての食料生産の体質強化—
- 政策課題 2 国土を「守る」 — 震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮—
- 政策課題 3 地域を「育む」 — 農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生—

政策課題および政策目標を達成するための取組み

大きな農業情勢の変化を受け、わが国農業の体質強化と東日本大震災からの復旧・復興等に対応した新たな施策展開に資するため、3政策課題を解決するための7政策目標を掲げ、それを実現する具体的取組みとして16の施策を集中的に実施する。

【政策課題 1 農を「強くする」】

『政策目標 1』農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化

①農地の大区画化等と地域の中心となる経営体への農地集積 施策 1

ほ場の大区画化や水路のパイプライン化等の農地整備を推進し、作業効率の向上や水管理の大幅な省力化等を通じて生産コストの低減を図ることにより、農業経営の安定化を図る。

②戦略作物等の生産拡大のための水田の汎用化 施策 2

食料自給率の向上に向け、麦・大豆等の戦略作物等の収量の増大や作付面積の拡大、品質の向上を図るため、水田の汎用化を推進する。

③農業経営基盤の強化のための畑地かんがい整備等の推進 施策 3

④基盤整備を契機とした地域の中心となる経営体の育成・確保 施策 4

基盤整備で実施する換地や利用権の集積に向けた土地利用調整の機会を活用し、農業生産法人の設立、集落営農組織の設立と法人化、個別経営体の規模拡大等を促進する。

『政策目標 2』農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保

①農業水利施設の戦略的な保全管理 施策 5

これまでの全面的な改築・更新に代え、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する。

②耕作放棄地の発生防止と解消 **施策 6**

耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、再生利用の取組みや農地・水保全管理支払による地域共同活動等を促進する。

【政策課題 2 国土を「守る」】

『政策目標 3』被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興（被災地域限定）

①農地や農業水利施設等の迅速な復旧 **施策 7**

②先進的な農業の展開のための基盤整備 **施策 8**

③被災集落の復興整備 **施策 9**

『政策目標 4』ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成

①農地防災対策の総合的な推進 **施策 10**

農地・農業用施設の災害発生の未然防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、湛水防除、老朽化したため池の整備、地すべり防止、大規模地震対策等の農地防災事業を推進する。

②ハザードマップ等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の推進 **施策 11**

老朽化が進行しているため池等について、耐震強化を含めた堤体の改修・補強等のハード対策を推進する。併せて、早急な改修・補強が困難な場合や、改修・補強を終えていても万一の場合の人的被害に備え、ハザードマップや防災情報伝達体制の整備など、地域に応じた減災対策を推進する。

③土地改良施設の耐震強化 **施策 12**

『政策目標 5』農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮

【政策課題 3 地域を「育む」】

『政策目標 6』地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備

①地域が主体となった地域資源の保全管理 **施策 13**

農地・水保全管理支払等の活動の発展とともに、これまで以上の多様な主体の参加により、地域資源の管理を総合的・広域的に担う新たな体制の整備を推進する。

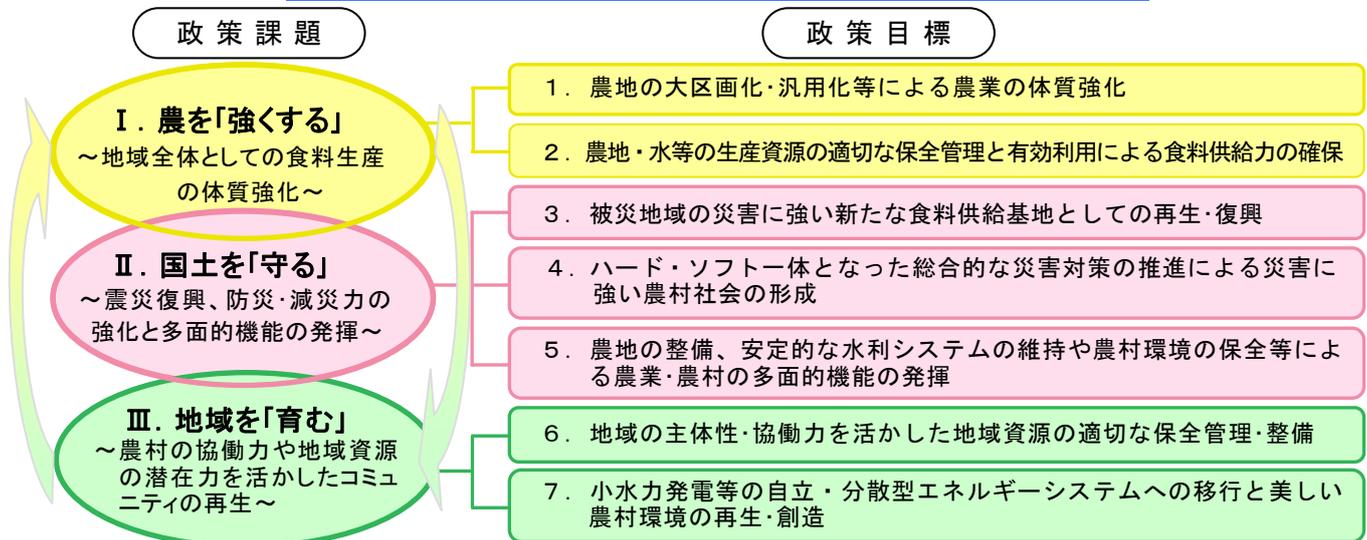
『政策目標 7』小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造

①小水力発電など農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進 **施策 14**

②生態系や景観等の美しい農村環境の保全・創出 **施策 15**

③農業集落排水施設や汚泥リサイクル施設の整備 **施策 16**

基本理念：「食を支える水と土の再生・創造」



～土地改良区だより～

香川県三郎池土地改良区（高松市）

香川県三郎池土地改良区は、昭和 24 年の土地改良法の制定を受け、昭和 25 年 3 月 30 日、県下土地改良区の設立認可第 1 号として木田郡三郎池普通水利組合から「香川県三郎池土地改良区」に組織変更したものである。なお、三郎池土地改良区の前身の普通水利組合は、大正 2 年の大干ばつを契機に、適切な配水管理と三郎池の貯水量の増加を目的に大正 12 年に設立されたものである。

当土地改良区は、親池である三郎池をはじめ、大小 8 個（長池、松池、岡池、下池、道池、次郎毛池、亀池、蓮池）の子池や三郎池幹線など 9 幹線水路等の維持管理に加え、農業用水の配水管理を実施している。また、受益地域は、高松市南部の三谷町、由良町、川島本町、上林町、林町、六条町、木太町に跨る農地 334 ヘクタールで、東西約 1.6km、南北約 5.5km と南北に長い地域である。

また、配水機構としては、理事会の補助機関として設置され、三郎池の貯水計画や配水計画を策定する配水委員会のもと、土地改良区の傘下に組織されている大小 25 の水利組合によって構成される。これらの水利組合は、大きくは 4 箇所の樋管（ユル）掛毎に、さらに樋管に関わる幹線用水路に整備されている分土工（分け股）単位に組織され、適切な配水管理に加え、農道や用排水路の維持管理を実施している。特に配水機構の末端組織として三郎池用水の有効利用に重要な役割を担っている。

【三郎池の生い立ち】

三郎池は、もともとは三谷池と呼ばれていたが、修築拡張され、満濃太郎、神内次郎に次いで三谷三郎と並び称されたことから、三郎池と呼ばれるようになったものである。三谷の地は、古代南海道の讃岐 6 駅の一つである「三谿駅」が置かれた地で、古くから開かれた土地であった。このため、古い時代からため池を築き、新田の開発に努めたであろうと推測される。寛永 3 年（1626 年）、激しい干ばつに見舞われ、当時の讃岐領主生駒高俊が伊勢の藤堂家から西嶋八兵衛を招き、讃岐国内に 90 余のため池を築造又は増築させたと伝えられており、三郎池もこの時に築かれたものである。その規模は貯水量 95 万 m³ と推定され、現在の半分程度のため池であったと思われる。その後、県営事業で改修整備され、昭和 6 年 3 月に現在の貯水量 176 万 m³ の大池に生まれ変わり、さらに昭和 50 年の香川用水の導水によって干ばつから解放され、名実ともに讃岐三郎の大池となったものである。

また、讃岐百景にも選ばれている三郎池は、「のどかなる 池の心を心にて 船も静かに 遊ぶ 今日哉」と詠まれているように、恵まれた自然環境を生かして休憩所や植生等の整備が行われ、「三郎池自然公園」として多くの人々が散策に訪れ親しまれている。

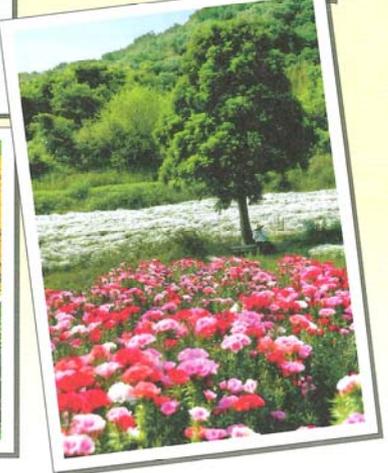
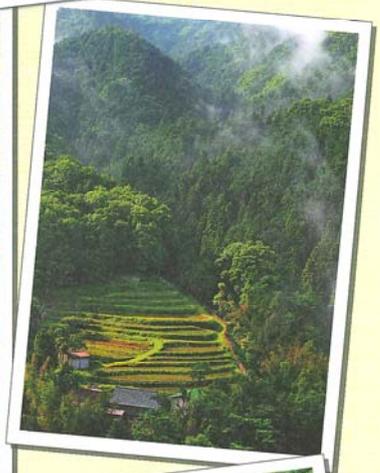
土地改良区の概要

所在地	高松市三谷町 2 2 8 6 - 3
設立年月日等	昭和 2 5 年 3 月 3 0 日 香川県第 1 号
管内農地面積	334 ha（田 331ha、畑 3ha）
組合員数	920 人



三郎池に伝わる逸話「蛇」のモニュメント

第12回 かがわの農村・ふるさと 景観写真コンテスト 作品募集!



対象作品 香川県内の農業・農村風景をテーマにした作品で未発表の作品

応募期間 **平成24年4月1日～**
平成24年11月30日
※平成25年2月審査会・結果発表(予定)

応募資格 プロ・アマを問わず自由とします。

応募規定 サービスサイズ以上のカラープリント、デジカメ可 ※組写真・合成写真は除きます。(詳細はチラシを参照してください。)

応募方法 応募票に必要事項を明記の上、作品と一緒に下記応募先にお送りください。

審査 主催者において審査を行います。

発表

審査結果は入賞者への賞品の発送をもってかえさせていただきます。また、入賞の際は原版(ネガまたはポジ)、デジタルカメラの場合はCD-R、MO等の電子媒体(展示会に使用するため解像度の高いもの・ファイル形式JPEG)の提出をお願いします。応募作品は返却いたしません。入賞・入選作品の著作権は、主催者に帰属します。写真に人物が写っている場合、肖像権侵害等の責任は負いませんので、応募に際しては必ず本人(被写体)の承諾を得てください。

各賞

最優秀賞	1点	盾・副賞(香川の特産品5万円相当)
優秀賞	4点	盾・副賞(香川の特産品3万円相当)
入選	5点	盾・副賞(香川の特産品1万円相当)
佳作	10点	盾・副賞(香川の特産品5千円相当)
特別賞		
		香川県農業協同組合中央会長賞 1点 盾・副賞
		香川県土地改良事業団体連合会長賞 1点 盾・副賞



応募先
お問い合わせ

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県農政水産部農村整備課 写真コンテスト係

TEL.087-832-3448

水と土と農・広報キャンペーンのお知らせ

今年も満濃池のゆる抜きに併せ、21世紀土地改良区創造運動の一環として水土里ネットの役割等についてPR活動を実施しますので、水土里ネットの皆様の参加をお待ちしています。

日 時 平成 24 年 6 月 15 日 (金) 午前 10 時～
場 所 仲多度郡まんのう町 満濃池堤防東屋集合
※ゆる抜きは正午から

【参加に関する問い合わせ・申込】

企画指導課：真部まで TEL：087-822-0303
FAX：087-851-1787



会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
4 月 17 日	第 2 回さぬき市土地改良区統合整備検討会	さぬき市
〃	平成 24 年度農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会通常総会	善通寺市
18 日	三豊市担い手育成総合支援協議会幹事会	三 豊 市
〃	平成 24 年度農地・水・環境保全向上対策西讃地域協議会通常総会	観音寺市
19 日	中国四国土地改良事業団体連合会協議会事務責任者会議	岡 山 市
20 日	平成 24 年度農地・水・環境保全向上対策東讃地域協議会通常総会	高 松 市
23 日	香川県農業会議常任会議員会議	高 松 市
24 日	平成 24 年度吉野川総合開発香川用水事業推進協議会役員会	高 松 市
25 日	平成 24 年度農地・水保全管理支払交付金に係る担当者会議	岡 山 市
〃	平成 24 年度第 1 回観音寺市地域担い手育成総合支援協議会幹事会	観音寺市
5 月 2 日	綾川町地域農業再生協議会水田・担い手部会	綾 川 町
7 日	一ノ谷池池の宮祭（観音寺市一ノ谷池土地改良区）	観音寺市
8 日	日吉神社（三郎池水神）例祭（香川県三郎池土地改良区）	高 松 市
9 日	第 3 回さぬき市土地改良区統合整備検討会	さぬき市

お詫びと訂正

「香川の土地改良」第 636 号の記事において、4 頁の第 51 回土地改良功労者表彰で、浪尾秋美様の所属が琴南町土地改良区となっておりましたが、正しくは香南町土地改良区でした。関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。